1.5　状況に応じて行われる全般的又は部分的な追加検査。この追加検査は、5に規定する重大な修繕若しくは取替えが行われた場合又は6に規定する調査の結果に基づき修繕が行われた場合には、必要な修繕又は取替えが実効的に行われたこと、その修繕又は取替えの材料及び工作が全ての点において満足なものであること並びに船舶が全ての点において次章に定める要件に適合することを確保する。

五　第五規則2を次のように改める。

2　主管庁は、総トン数四百トン未満の船舶について、次章の関係する規定に適合することを確保するため、適当な措置を講ずることができる。

六　第五規則5を6とし、4を5とし、3の次に次の4を加える。

4　第四章の規定が適用される船舶は、機関が採択する指針を考慮に入れ、次の検査を受ける。

4.1　新船の就航前及び国際エネルギー効率証書の発給前の最初の検査。この検査は、当該新船の達成されるＥＥＤＩが第四章に定める要件に適合していること及び第二十二規則に規定する船舶エネルギー効率管理計画（ＳＥＥＭＰ）を確認する。

4.2　この規則が適用される船舶の主要な改造の後、事情に応じて行われる全般的又は部分的な検査。この検査は、第二規則23の規定に基づく改造前の船舶の建造契約の日又はキールの据付けの日若しくは引渡しの日に対応する段階における当該船舶の種類及び大きさに適用される削減率を用い、必要に応じて、達成されるＥＥＤＩを再度算定し、及び第二十一規則に規定する要件に適合することを確保する。

4.3　新船又は現存船の主要な改造が広範であり、主管庁が当該船舶を新たに建造された船舶とみなす場合、主管庁は、達成されるＥＥＤＩに関する最初の検査を行う必要性について決定する。当該検査が必要であると決定される場合、改造の契約の日（契約がない場合は改造が開始された日）における当該船舶の種類及び大きさに適用される削減率を用い、達成されるＥＥＤＩを算定し、及び第二十一規則に規定する要件に適合することを確保する。この検査は、第二十二規則に規定する船舶エネルギー効率管理計画（ＳＥＥＭＰ）が船上に備えられていることについても、確認する。

4.4　既存船について、第二十二規則に基づく船舶エネルギー効率管理計画（ＳＥＥＭＰ）が船上に備えられているとの要件の確認は、二千十三年一月一日以後に行われる1に規定する最初の中間検査又は更新検査のうちいずれか早い時に行う。

七　第六規則の1の前に「国際大気汚染防止証書」を付する。

八　第六規則2を次のように改める。

2　旗国の主管庁についてこの附属書が効力を生ずる日の前に建造された船舶については、その効力を生ずる日の後の最初に予定される入渠までに、いかなる場合にもその効力を生ずる日の後三年以内に、1の規定に従って国際大気汚染防止証書を発給する。

九　第六規則に次のとおり4及び5を加える。

国際エネルギー効率証書

4　国際エネルギー効率証書は、総トン数四百トン以上の船舶に対し、第五規則4の規定に基づく検査の後であって、当該船舶が他の締約国の管轄の下にある港又は沖合の係留施設への航海に従事する前に発給する。

5　国際エネルギー効率証書は、主管庁又は主管庁から正当に権限を与えられた組織が発給し、又は裏書をする。主管庁は、あらゆる場合において、同証書について全責任を負う。

十　第七規則1を次のように改める。

1　締約国は、主管庁の要請により船舶に検査を受けさせることができるものとし、また、この附属書の規定に適合していると認める場合には、この附属書の規定に基づいて、当該船舶に対して国際大気汚染防止証書又は国際エネルギー効率証書を発給し、若しくはその発給を認め、又は適当な場合には、船舶に備えられているこれらの証書に裏書をし、若しくはこれらの証書の裏書を認める。

十一　第七規則4を次のように改める。

4　国際大気汚染防止証書及び国際エネルギー効率証書は、締約国でない国を旗国とする船舶に発給してはならない。

十二　第八規則を次のように改める。

**第八規則**　証書の様式

国際大気汚染防止証書

1　国際大気汚染防止証書は、付録Ⅰに定める様式により作成するものとし、少なくとも、英語、フランス語又はスペイン語で記載する。発給する締約国の公用語も使用する場合において、記載の不一致があるときは、当該公用語による記載が優先する。

国際エネルギー効率証書

2　国際エネルギー効率証書は、付録Ⅷに定める様式により作成するものとし、少なくとも、英語、フランス語又はスペイン語で記載する。発給する締約国の公用語も使用する場合において、記載の不一致があるときは、当該公用語による記載が優先する。

十三　第九規則の見出しを「証書の有効期間及び効力」に改め、1の前に「国際大気汚染防止証書」を付する。

十四　第九規則に次のように10及び11を加える。

国際エネルギー効率証書

10　国際エネルギー効率証書は、11の規定に従い船舶が供用を停止するまでの期間を通じて効力を有する。

11　この附属書の規定に基づいて発給される国際エネルギー効率証書は、次のいずれかの場合には、効力を失う。

11.1　船舶が就航に供されない場合又は主要な改造の後新たな証書が発給される場合

11.2　船舶がその移転により他の国を旗国とすることとなる場合。新たな証書は、これを発給する政府が当該船舶が第四章に定める要件に適合していると認める場合にのみ、発給される。締約国の間において船舶が移転された場合には、当該船舶の移転前の旗国である締約国の政府は、移転後三箇月以内に要請を受けたときは、できる限り速やかに、移転前に当該船舶が有していた証書の写し及び入手可能なときは関係検査報告書の写しを主管庁に送付する。

十五　第十規則に次の5を加える。

5　第四章の規定に関連して、寄港国として実施する監督は、適当な場合には、第五条の規定に従い船舶に有効な国際エネルギー効率証書が備えられていることを確認するためのものに限られる。

十六　第三章の次に次の一章を加える。

**第四章**　船舶のエネルギー効率に関する規則

**第十九規則**　適用

1　この章の規定は、総トン数四百トン以上の全ての船舶に適用する。

2　この章の規定は、次の船舶については適用しない。

2.1　船舶の旗国の主権又は管轄の下にある水域における航海にのみ従事する船舶。もっとも、各締約国は、適当な措置をとることにより、合理的かつ実行可能なものに限り、当該船舶がこの章に定める要件に適合する方法で建造され、及び運航することを確保すべきである。

3　第二十規則及び第二十一規則の規定は、ディーゼル電気推進機関、タービン推進機関又はハイブリッド推進機関を有する船舶については、適用しない。